

I 事業の概要

I 事業の概要

1 事業目的

平成 21 年度における配偶者暴力相談支援センターに対する配偶者からの暴力に関する相談件数は 7 万件を超え、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）が施行されて以降、2 倍以上に増加するなど、その被害の深刻さが明らかになっている。

一方で、内閣府が平成 20 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている人は男女ともに約 3 割に過ぎず、また、配偶者から何らかの被害を受けたことがある人のうちどこ（だれ）にも相談しなかった人は約 6 割に上っている。また、同調査によると、20 歳以上の女性のうち、7.3%が異性から無理やりに性交された経験があるにもかかわらず、そのうち約 6 割の人が、その被害をどこ（だれ）にも相談していないという状況にある。

こうした状況を踏まえ、内閣府においては、配偶者からの暴力及び性暴力による被害についての相談窓口を広く周知し、どこ（だれ）にも相談できず一人で悩み苦しんでいる被害者に相談を促すとともに、必要に応じて付き添い支援を行い、被害者を必要な支援の窓口につなげることを目的として、平成 22 年度補正予算において、「パープルダイヤル—性暴力・DV相談電話—」（以下「パープルダイヤル」という。）を開設し、緊急かつ集中的に相談対応を行った。

2 相談受付期間

平成 23 年 2 月 8 日（火）午前 10 時から 3 月 27 日（日）午後 10 時まで

3 相談の対象

- 配偶者からの暴力の被害に関する相談
- 性暴力の被害に関する相談

4 相談電話の名称及び番号

名称：パープルダイヤル—性暴力・DV相談電話—

番号：0120-941-826

5 相談の種類と体制

（1）電話相談

パープルダイヤルでは、配偶者からの暴力及び性暴力の被害について、次の 4 つの種類の電話回線を設けて相談対応を行った。実際に相談対応を行う相談員については、民間支援団体から協力を得た（2 ページの実施体制図参照）。

- ① 女性相談者向け回線（②を除く）
24 時間対応
- ② 急性期の性暴力被害女性向け回線
24 時間対応
- ③ 男性相談者向け回線

月～金：午前 11 時から午後 11 時（12 時間対応）

土日祝：正午から午後 11 時（11 時間対応）

④ 外国人相談者向け回線

午前 9 時から午後 9 時（12 時間対応）

英語、タガログ語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語に対応

（2）来所相談

急性期の性暴力被害女性向け回線では、相談者本人が希望する場合には、対面で相談を受ける来所相談を行った。

（3）付き添い支援

電話を受けた相談員が、緊急時の安全の確保が必要となる可能性があると判断した場合において、相談者が希望する場合には、相談機関等への付き添い支援を行った。

＜実施体制図＞

